

確 認 書

国立大学法人名古屋工業大学（以下、「法人」という。）と名古屋工業大学職員組合（以下、「組合」という。）は、平成22年6月30日に開催された団体交渉において、法人は組合を労働条件を協議する組織と認め、双方が本学の労働条件改善に向けて協力することを確認し、下記の事項に合意した。

このことを証すため、本書2通を作成し、法人と組合はそれぞれ記名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

記

1. 教員組合員の定年延長について

教員の定年延長については、平成21年度人事院勧告による国家公務員の定年延長に向けた制度の検討状況を踏まえ、検討を行う。

2. 組合費のチェックオフについて

法人は、給与支給明細の電子配信化に伴う給与システムの見直しの作業に合わせて、技術的な面を含め、必要な検討を行った後に実施する。

3. 国立大学法人名古屋工業大学管理職員等の指定に関する規程の削除について

法人は、「国立大学法人名古屋工業大学管理職員等の指定に関する規程」の見直しについて、組合との協議を再開する。

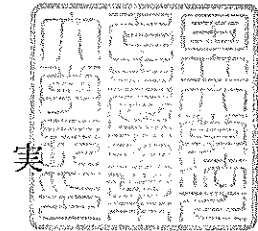
4. パート職員組合員の待遇改善について

法人は、パート職員の処遇改善について、今後組合との協議を行う。

平成22年10月5日

国立大学法人名古屋工業大学長

高 橋



名古屋工業大学職員組合執行委員長

大 谷

